

神奈川県DX・i-Construction推進連絡会 実務者部会 設置要領

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県DX・i-Construction推進連絡会 実務者部会（以下「部会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 神奈川県内で建設分野におけるi-Constructionを普及・拡大していくためには、中小建設業者が積極的に取り組んでいく必要があり、その推進のための方策を県内発注機関と業界団体が実務者レベルで議論する場として、神奈川県DX・i-Construction推進連絡会の下に、部会を設けることとする。

(事 務)

第3条 部会は、下記の事項について具体的な検討等を行う。

- (1) 神奈川県内の主に中小建設業者がi-Constructionに積極的に取り組むようになるための諸施策
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第4条 部会は、別紙に掲げる機関で構成する。

- 2 部会の事務局は、神奈川県県土整備局都市部技術管理課に置き、事務局が必要に応じて部会を開催することとする。

(雑 則)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

(附 則)

この要領は、令和5年 7月25日から施行する。

この要領は、令和6年11月21日から施行する。

この要領は、令和8年 2月24日から施行する。

神奈川県 DX・i-Construction 推進連絡会 実務者部会 構成機関

一般社団法人 神奈川県建設業協会

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所

国土交通省 関東地方整備局 川崎国道事務所

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所

横浜市 財政局 公共事業調整課

川崎市 建設緑政局 総務部 技術監理課

相模原市 都市建設局 技術監理課

神奈川県 県土整備局 都市部 技術管理課（事務局）

オブザーバー

一般社団法人 横浜建設業協会

一般社団法人 川崎建設業協会

一般社団法人 相模原市建設業協会

公益財団法人 神奈川県都市整備技術センター